

別紙

諮問第1710号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件不開示決定において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2022年6月16日以降、英語スピーキングテスト（2022年11月27日・同年12月18日）不受験者得点推定の手順に関して都立高校に示した一切の文書又は電磁的記録。メール、マニュアルや手順書、ソフトウェアやプログラム、都と高校の役割分担を含む。ただし、「別紙 ESAT-J 不受験者の主な扱いについて」（2022年6月15日公開）は除く」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年4月24日付けで行った本件一部開示決定及び本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、請求者と調整した上で、「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜要領8頁から9頁の第2-2-3」（以下「本件対象公文書1」という。）を特定し、「調査書とスコアレポートとの照合」及び「仮のスピーキングテスト結果の点検」に関する記載を条例7条6号に該当するとして不開示とする本件一部開示決定を行った。

また、「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜点検業務の進め方」の送付について」（以下「本件対象公文書2」という。）を特定し、条例7条6号に該当するとして不開示とする本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月31日に実施機関から理由説明書を、同年10月13日に審査請求人から意見書を收受し、令和6年5月27日（第247回第一部会）から同年10月29日（第251回第一部会）まで、5回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 英語スピーキングテスト及び入学者選抜について

東京都教育委員会は「グローバル人材育成指針」の下、小・中・高校で一貫した英語教育の推進により、生徒の「使える英語力」の育成を目指しており、中学校の授業で身に付けた英語の「話すこと」の力を測るため、都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J=English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）（以下「スピーキングテスト」という。）を実施し、その結果について、AからFまでの6段階で評価を行っている。

実施機関では、東京都立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）において、スピーキングテストの6段階の評価を段階別に点数化し活用している。事故や病気など、やむを得ない理由によるスピーキングテストの不受験者については、「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱」に基づき、当該不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」を求めてこれを点数化することで、入学者選抜において不利にならないように取り扱っている。

イ 本件各決定について

本件対象公文書1は、「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜要領」のうち、スピーキングテスト不受験者の仮のスピーキングテスト結果算出方法の詳細に関する記載の部分であり、実施機関は、このうち、「調査書とスコアレポートとの照合」及び「仮のスピーキングテスト結果の点検」に関する記載について、条例7条6号に該当するとして不開示とする本件一部開示決定を行った。また、本件対象公文書2は、入学者

選抜における点検業務に関する資料一式及びその送付文であり、実施機関は、条例7条6号に該当するとして不開示とする本件不開示決定を行った。審査請求人は、審査請求書において、本件各決定の不開示理由が不当である旨及び対象公文書の特定が不足している旨を主張しているため、審査会は、本件各決定の妥当性及び本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

ウ 本件各決定の妥当性について

(ア) 本件一部開示決定の妥当性について

本件対象公文書1のうち、「調査書とスコアレポートとの照合」及び「仮のスピーキングテスト結果の点検」に関する記載について、実施機関は、入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、当該記載は、令和5年度の入学者選抜点検業務の具体的な内容が記載された部分であって、具体的な点検業務とは、採点が適切に行われていることを確認する業務であり、当該記載が公になると、採点業務の妨害行為を企図されるなど、選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

審査会が見分したところ、当該記載のうち別表に掲げる本件不開示情報1を除いた部分は、具体的な点検手順など、採点業務と密接に関係する情報が記載されており、これを公にすると、採点業務の支障その他の不測の事態が発生することにより本来の点検業務の進行に遅れが出るなど、選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、別表に掲げる本件不開示情報1については、実施機関のホームページに掲載されている内容と同様であることから、これを開示しても選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件不開示決定の妥当性について

本件対象公文書2の不開示理由について、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件対象公文書2には、入学者選抜における各種様式（承認書、合

格通知等) や採点の確認点検手順、合格候補者決定表の確認内容などが記載されており、入学者選抜学力検査における採点業務と密接に関係しているとともに、都立高校入試採点システム(以下「採点システム」という。)に関する情報も記載されており、これを公にすると、採点業務のセキュリティの確保に重大な支障が生じるおそれがあるとのことである。また、本件対象公文書2を開示した場合、採点・点検に係る時期や場所、実施者、方法などの入試運営事務に係る情報が明らかになることから、入試情報の改ざん、持ち出しなどのおそれがあるとの説明があった。

以上を踏まえ、審査会が見分したところ、本件対象公文書2のうち別表に掲げる本件不開示情報2から6までを除いた部分は、採点業務に関する情報、合格者の決定に係る事務手続に関する情報及び採点システムの操作手順が記載された点検業務内容であり、これを公にすると、点検業務の実施方法の詳細が明らかになることで、外部からの入試情報への侵入が容易になり、採点結果や合格候補者決定に関する情報の改ざんや漏洩に伴う対応等が発生することにより、同業務の進行に遅れが出るなど選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、本件対象公文書2のうち、別表に掲げる本件不開示情報2から6までについては、以下のa及びbのとおり条例7条6号に該当しないことから開示すべきである。

a 本件不開示情報2から5までについて

本件不開示情報2は、東京都教育庁の担当課長から関係都立高等学校長に宛てた「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜点検業務の進め方」(以下「送付資料」という。)の送付文であり、送付資料に基づく点検業務の周知徹底を依頼した文書である。

本件不開示情報3は、送付資料の表紙であり、題名、発行年月、発行者等が記載されている。

本件不開示情報4は、送付資料の概要に関する記載である。

本件不開示情報5は、送付資料の目次及び本文に記載された、点検業務において明らかとなっている事項名である。

審査会が検討するに、本件不開示情報2から5までは、点検業務の具体的な内

容には該当せず、これを公にしたとしても、点検業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例7条6号に該当しない。

b 本件不開示情報6について

本件不開示情報6は、送付資料の参考情報として記載された内容である。審査会が見分したところ、実施機関のホームページに同様の内容が掲載されていることが認められ、本件不開示情報6を公にしたとしても、選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、条例7条6号に該当しない。

なお、審査請求人は、実施機関が本件対象公文書1及び2について、不開示理由が条例7条6号のイに規定する「おそれ」の具体例のうちどれに該当するかを説明していないことから、同号に該当しない旨主張する。

審査会が見分したところ、実施機関は決定通知書において、不開示理由を「都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」と記載していることが認められる。

当該記載から、実施機関が不開示にした情報は都立高等学校入学者の選抜という「試験」に係る事務に関する情報であって、当該情報を開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号イに該当するとしていることは明らかである。

エ 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、開示請求内容に「ソフトウェアやプログラムを含む」と明記したにもかかわらず、本件各決定ではその存在に一切言及されていない旨主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、採点システムに関する「ソフトマニュアル」、「アップデート手順書」及び「校内研修会実施説明資料」の文書は存在するものの、このうち「ソフトマニュアル」及び「アップデート手順書」は同システムの操作方法を記載した操作説明書であり、また、「校内研修会実施説明資料」は同システムの内容及び操作に係る研修の流れを説明した資料であることが確認された。したがって、いずれも、開示請求内容の「英語スピーキングテスト不受験者得点推定の手順に関し

て都立高校に示した文書」には該当しないことが確認された。

以上のことから、本件開示請求の対象となる公文書は本件対象公文書1及び2のみであるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関による対象公文書の特定は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 開示すべき部分

本件対象公文書 1

本件不開示情報 1	8 頁（1） 調査書とスコアレポートとの照合の 1 行目から 3 行目 22 文字目まで
-----------	--

本件対象公文書 2

本件不開示情報 2	送付文
本件不開示情報 3	送付資料 表紙
本件不開示情報 4	送付資料 ・ 目次頁 1 行目から 3 行目 16 文字目まで
本件不開示情報 5	送付資料 ・ 目次頁 9 行目から 20 行目まで ・ 目次頁 21 行目 1 文字目から 4 文字目まで及び頁番号 ・ 目次頁 22 行目 1 文字目から 4 文字目まで ・ 目次頁 23 行目頁番号 ・ 目次頁 24 行目 1 文字目から 4 文字目まで及び頁番号 ・ 1 頁 1 行目及び 16 行目 ・ 2 頁 1 行目 ・ 3 頁 1 行目 ・ 4 頁 1 行目 ・ 8 頁 11 行目 ・ 11 頁 1 行目 ・ 12 頁 14 行目 ・ 16 頁 1 行目 ・ 19 頁 1 行目から 2 行目 ・ 21 頁 5 行目
本件不開示情報 6	送付資料 ・ 19 頁 3 行目 17 文字目から 21 頁 4 行目まで